



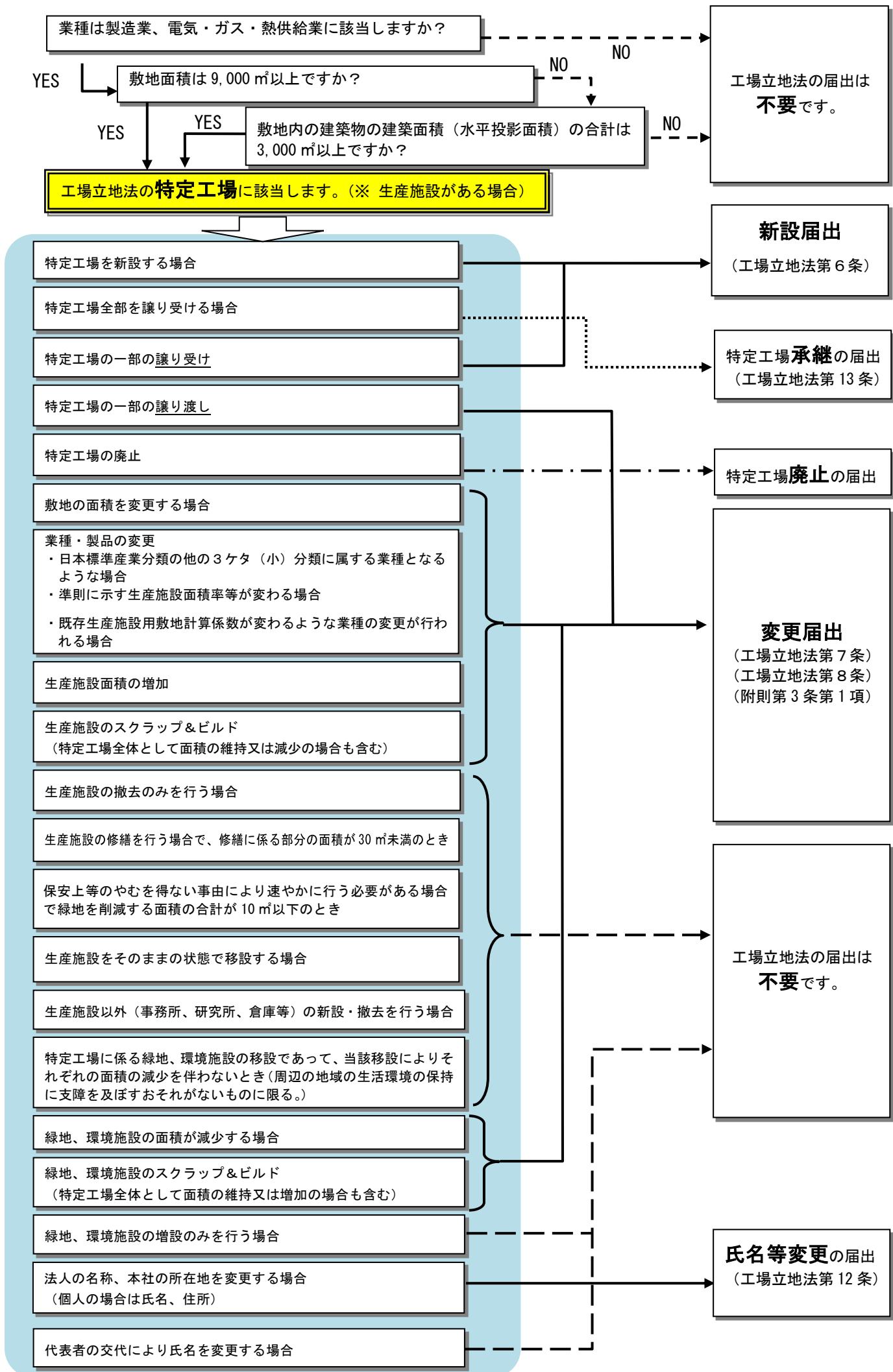
工 場 立 地 法 届出の手引き

横浜市経済局誘致推進部企業誘致・立地課
令和2年10月

目次

◆手続きフロー	- 1 -
1 工場立地法の概要	- 2 -
(1) 目的	- 2 -
(2) 制度の仕組み	- 3 -
(3) 届出時期	- 3 -
2 用語の解説	- 4 -
(1) 特定工場	- 4 -
(2) 既存工場	- 4 -
(3) 敷地	- 4 -
(4) 建築面積	- 5 -
(5) 生産施設	- 5 -
(5—2) 生産施設面積の測定方法	- 5 -
(5—3) 兼業	- 5 -
(5—4) 兼業の場合における各業種の生産施設面積の算定	- 6 -
(6) 環境施設	- 7 -
(6—2—1) 緑地の定義	- 7 -
(6—2—2) 緑地面積の測定方法	- 7 -
(6—3—1) 緑地以外の環境施設の定義	- 8 -
(6—3—2) 緑地以外の環境施設面積の測定方法	- 9 -
(7) 環境施設の配置	- 9 -
(8) 重複	- 9 -
(9) スクラップ＆ビルド	- 10 -
3 届出の要否	- 11 -
4 届出の流れ	- 12 -
5 実施の制限	- 13 -
(1) 実施の制限とは	- 13 -
(2) 実施の制限期間の短縮	- 13 -
6 準則計算	- 14 -
(1) 準則とは	- 14 -
(2) 準則の備考とは	- 14 -
(3) 準則計算式一覧	- 15 -
(4) 準則計算解説	- 16 -
7 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧	- 25 -
(1) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ)	- 25 -
(2) 既存生産施設用敷地計算係数 (α)	- 26 -
8 その他 特例など	- 27 -
(1) 工業団地特例	- 27 -
(2) 工業集合地特例	- 29 -
(3) 敷地外緑地制度	- 31 -
9 工場立地法における各施設の事例	- 32 -
10 罰則	- 41 -

◆手続きフロー



1 工場立地法の概要

(1) 目的

この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

特定の業種で一定規模以上の工場又は事業場（以下、特定工場）に対し、敷地面積に対する生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率（含む緑地）（以下、環境施設）及び環境施設の配置基準が準則として定められており、特定工場の新設、変更等を行う場合は、事前に届出を行わなければなりません。なお、本市では「横浜市工場立地法市準則条例」を定めており、一定の地域において同条例に基づく緑地面積率及び環境施設面積率を適用しております。

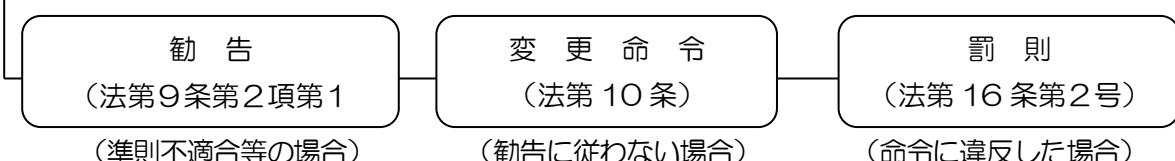
また、届出から90日間は届出内容を実施することができません（実施の制限：期間の短縮特例あり）。

届出内容が準則に適合しない場合や、届出を怠った場合は、届出者に対して勧告や変更命令を行う場合があります。また、届出を行わなかった者、虚偽の届出を行った届出者又は変更命令に従わなかつた届出者は罰則を受ける場合があります。

(2) 制度の仕組み

届出	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場を新設する場合（法第6条） 特定工場かつ既存工場が法施行日以降に初めて届出を行う場合（法第7条） 既に届出がある特定工場が変更を行う場合（法第8条） 特定工場でない既存工場が変更を行い新たに特定工場となる場合（附則第3条） 氏名等の変更の場合（法第12条） 特定工場を承継する場合（法第13条） 特定工場を廃止する場合（工場立地法運用例規集2-1-1-17）

準則	法第4条第1項に基づく準則に加え、本市では法第4条第2項に基づき工場立地法に定められた地域準則として「横浜市工場立地法市準則条例」を制定（平成12年4月1日施行）しています。本市で適用する都市計画法の用途地域による率は次のとおりです。	
	1 敷地面積に対する生産施設の面積の割合（生産施設面積率γ）	30~65%以下 *第6章（1）参照
	・業種によって7段階に区分	
	2 敷地面積に対する緑地面積の割合	
	・工業専用地域、工業地域	15%以上
・準工業地域		
・上記以外の区域		
3 敷地面積に対する環境施設面積の割合		
・工業専用地域、工業地域		
・準工業地域		
・上記以外の区域		
4 環境施設の配置 特定工場敷地の周辺部に15%以上		
※1、2、3に関しては、既存工場等に対して、生産施設の変更等の際、逐次環境施設の整備を求める措置（準則計算）が設けられています。（工場立地に関する準則の備考1）		



(3) 届出時期

届出が受理された日から 90 日間は新設届出又は変更届出の内容を実施してはならない（法第 11 条第1項）と定められています。（ただし、本市の場合は勧告の要件に該当しないと認められる場合 30 日間にまで短縮可能：第 11 条第2項）

（例）

【届出受理日】 • • • 4/1	【工事の実施制限期間】 4/2 • • • • • • • • • 6/30 ← 90 日間（30 日間にまでに短縮可能）→	【工事開始日】 7/1 • • •
----------------------	--	----------------------

2 用語の解説

(1) 特定工場

製造業等に係る工場又は事業場※であって、以下の①及び②の両方を満たすものをいいます。

※ 生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所（以下、工場等）

①業種：日本標準産業分類※2における製造業、電気・ガス・熱供給業

（水力、地熱及び太陽光発電所は除く。）（施行令第1条）

※2 総務省HPをご参照ください

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/kijun1.htm

②規模：敷地面積 9,000m²以上又は建築面積の合計 3,000m²以上（施行令第2条）

(2) 既存工場

昭和49年6月28日に既に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等をいいます。（法準則備考第1項）

(3) 敷地

特定工場の敷地面積は、一の団地内における工場等の用に供する土地の全面積をいいます。

「一の団地」は通常は連続した一区画内の土地をいいますが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関連があり、有機的に一体関係にあると認められるものは一の団地と解されます。

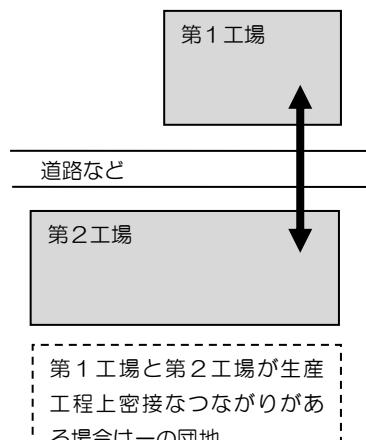
「敷地面積」は、所有地、借地等のいかんを問わず、工場等の用に供する土地の全面積をいいます。社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれませんが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は敷地面積に含まれます。また、原則としては子会社、下請工場等に土地を貸している場合はその部分を除きます。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は工場敷地に含まれます。

（建築基準法など他の法令等とは敷地面積が異なる場合があります）

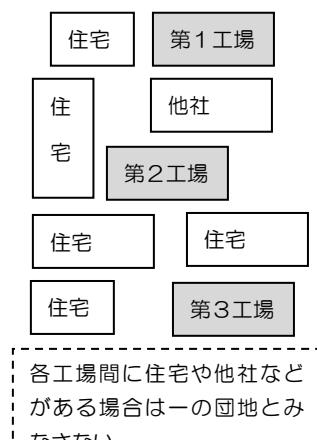
工場敷地面積に含まないもの

社宅、寮、病院、診療所、保育所、託児所、公有水面（海、河川、掘割、水面貯木場、浮きドック、桟橋）等
（用途未定の土地は工場敷地に含む）

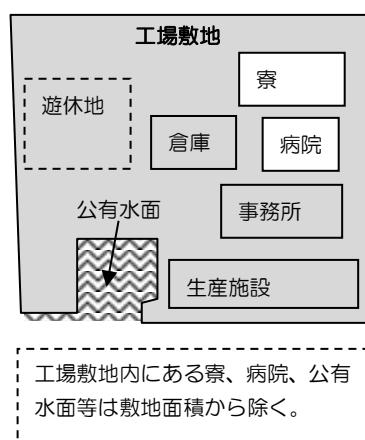
例1：一の団地①



例2：一の団地②



例3：敷地から除くもの



(4) 建築面積

特定工場の建築面積は、敷地内全ての建築物（社宅、寮、病院等を除く）の水平投影面積の合計をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。よって、建築面積が発生しないタイプ等は建築面積が0となります。（工場立地法運用例規集1-2-3-1）

(5) 生産施設

工場立地法施行規則第2条で以下のように定められています。

第2条 法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

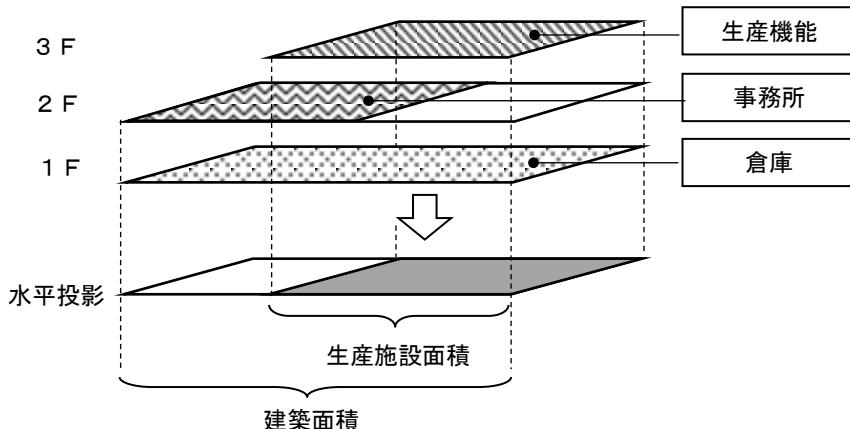
- 1 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は、熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- 2 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く）をいいます。

事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としません。

(5-2) 生産施設面積の測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定します。ただし、同一建物内に倉庫や事務所などがあり、壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とします。



(5-3) 兼業

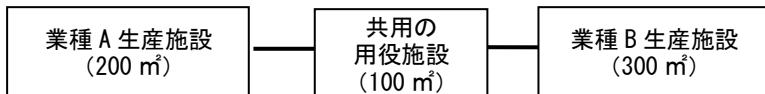
兼業の工場等は、日本標準産業分類中分類における2以上の業種の製品を製造する場合に該当します。兼業かどうかの判断は、原則として当該工場等から出荷される製品で判断します。ただし、工場等で生産される半製品又は中間製品が当該工場等の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場等から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場等とします。また、一つの工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、出荷される製品の種類の如何によらず一つの業種の工場として取り扱います。

なお、既存工場で生産施設面積率 γ の値が異なる複数の業種に属している場合は、兼業の準則計算をします。

(5-4) 兼業の場合における各業種の生産施設面積の算定

兼業の場合は、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定する必要がありますが、不確かなものは次の例によることとします。

- ① 共用の用役施設等については、工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分し、それぞれの生産施設の面積として算定します。

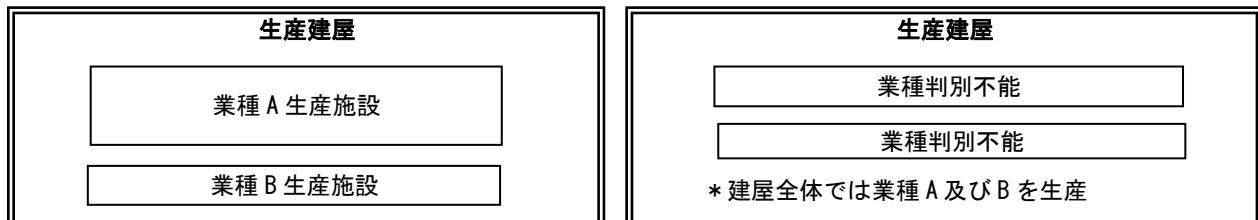


共用の用役施設に関して

$$200 \div (200+300) \times 100 = 40 \text{ m}^2 \text{ を業種Aの生産施設として比例分配}$$

$$300 \div (200+300) \times 100 = 60 \text{ m}^2 \text{ を業種Bの生産施設として比例分配}$$

- ② 当該工場等が全体として兼業の場合は、当該工場建屋は面積の大きい方の製造機に係る業種に属する生産施設として面積を算定しますが、判別のつけがたいものは、属する業種の個数で単純に工場建屋面積を分割してそれぞれの生産施設面積として算定します。



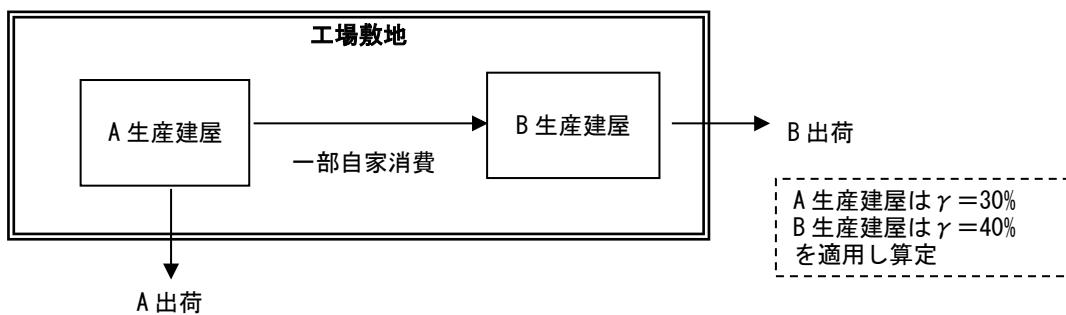
製造機の業種判別がつく場合

業種Aの面積>業種Bの面積なので、
当該生産建屋は業種Aの生産施設として面積を算定

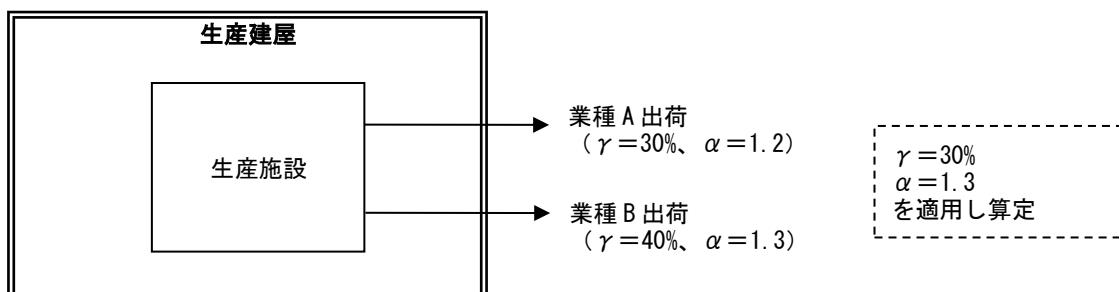
製造機の業種判別がつかない場合

建屋として業種は2つのため
生産建屋面積÷2を各業種の生産施設として面積を算定

- ③ A製造業（準則値 $\gamma : 30\%$ ）とB製造業（準則値 $\gamma : 40\%$ ）の兼業に属する工場においてAを製造する工場建屋がある場合、Aの一部はB製造用に自家消費し、他はAのまま出荷する場合であっても当該Aを製造する工場建屋全体が準則値 30%を適用される生産施設となります。

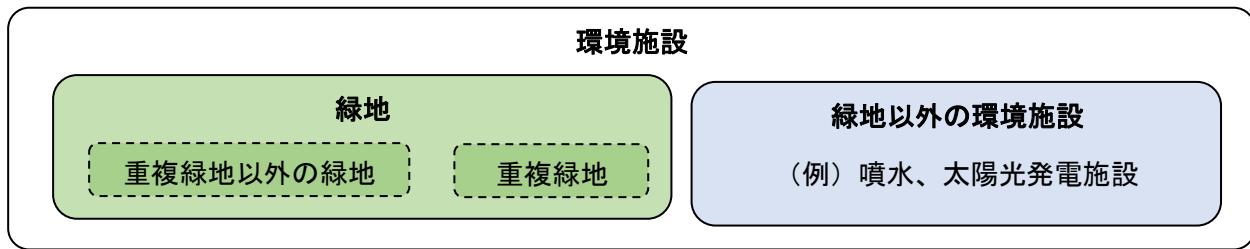


- ④ 一つの工場建屋の同一設備から異種の製品を製造し、それぞれ異種の製造業に属する場合には、その工場建屋は準則値（敷地面積に対する生産施設の面積の割合 γ 、既存生産施設用敷地計算係数 α ）の厳しい方を適用して算定します。



(6) 環境施設

環境施設は、「緑地」及び「緑地以外の環境施設」があります。緑地には重複緑地以外の緑地と重複緑地があり、緑地以外の環境施設は周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして工場立地法施行規則第4条で定められた施設があります。



(6-2-1) 緑地の定義

工場立地法施行規則第3条で以下のように定められています。

第3条 法第4条第1項第1号の緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであつて、当該建築物等施設の屋上その他屋外に設けられるものに限る（以下「建築物屋上等緑化施設」という）とする。

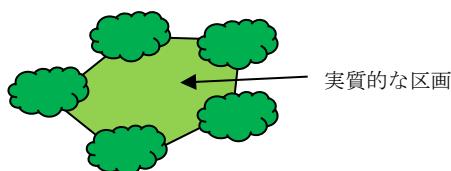
- 1 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 2 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

- ・地面や壁面等に固定されており、容易に移設することができない苗木床・花壇は緑地とします。
- ・雑草地であっても植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地とします。
- ・野菜畠、温室、ビニールハウスは緑地としません。
- ・「緑地以外の環境施設」以外の施設と重複した緑地（配管下の芝生等）や、建築物屋上等緑化施設（屋上庭園、壁面緑化等）の重複緑地は、敷地内の緑地面積の50%まで緑地面積に含めることができます。ただし、環境施設と重複の場合、重複緑地とは認められない場合があります。

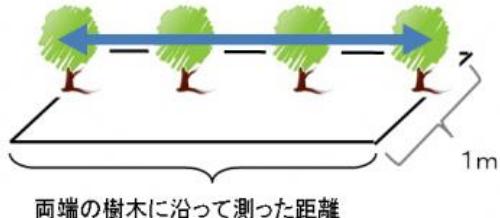
(6-2-2) 緑地面積の測定方法

①樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されているものについては当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画の面積を緑地面積として測定します。なお、法面（斜面）を緑化した場合の緑地の面積は法面（斜面）の水平投影面積とします。
区画されていない場合は下記のようにします。

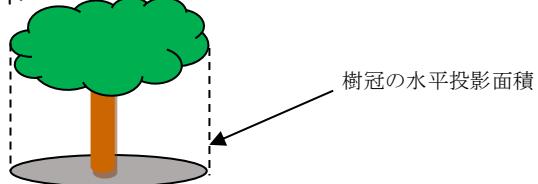
例1：区画されていない場合



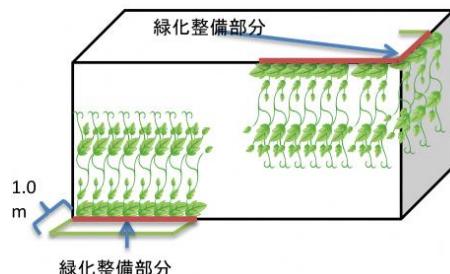
例2：区画されておらず一列の並木状の場合



例3：単独の樹木



②建築物その他の施設の直立している部分において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1.0メートルを乗じた面積とします。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とします。



(6-3-1) 緑地以外の環境施設の定義

工場立地法施行規則第4条で以下のように定められています。

第4条 法第4条第1項第1号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は、次の各号に掲げる土地又は施設であつて工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

- 1 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）
 - イ 噴水、水流、池その他の修景施設
 - 屋外運動場
 - ハ 広場
 - 二 屋内運動施設
 - 木 教養文化施設
 - ヘ 雨水浸透施設
 - ト 太陽光発電施設
 - チ イからトに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
- 2 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又は前号に規定する土地と重複するものを除く。）

修景施設	: 噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日蔭たな等の施設
屋外運動場	: 野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、プール等で屋外にあるもの（付属する観覧席、更衣所、その他の工作物を含む。）
広場	: 単なる空地、玄関前の車まわり等の場所でなく、休息、散歩、簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されたもの
屋内運動施設	: 体育館、屋内プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（付属する観覧席、更衣所、シャワー、その他の工作物を含む。）
教養文化施設	: 企業博物館（歴史的・文化的資料を収集・保管・展示している施設）、美術館、ホール等で、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるもの
雨水浸透施設	: 雨水を集め地下に浸透させ、雨水の流出を抑制することにより地下水の涵養、浸食被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資すること

が目的とされ、かつ、設置される地域の特性（地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるもの

- 太陽光発電施設 : 太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置。太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設を指す。
- 防災対策施設 : 本市との協定に基づき設置される津波避難施設、帰宅困難者一時滞在施設等は、環境施設となる。
- 駐車場 : 環境施設としない（ただし、芝等により緑化され、継続して良好な状態に維持管理がなされている場合又は藤棚の下が駐車場となっている場合等は、重複部分を緑地とする（重複緑地）。）。

(6-3-2) 緑地以外の環境施設面積の測定方法

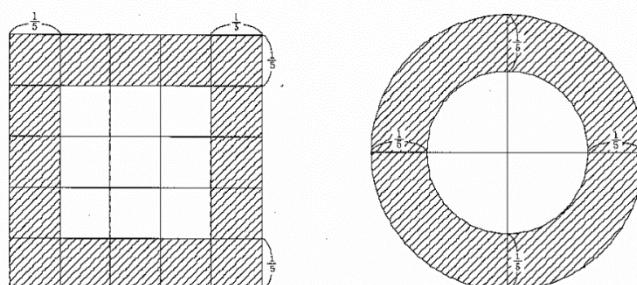
緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積（屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設にあっては、投影法による当該建築物の水平投影面積）を環境施設面積として測定します。

(7) 環境施設の配置

環境施設（緑地を含む）の配置は、特定工場の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとします。

敷地の周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線の間に形成される部分をいいます。

(例)



(8) 重複

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設が重複した場合の考え方は以下の通りです。

- ・緑地が「緑地以外の環境施設」以外の施設（例：生産施設、事務所など）や太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設は、敷地面積に緑地面積率を乗じた面積の50%まで緑地面積に含めることができます。
- ・樹木又は芝その他の地被植物が生育する部分と生産施設が重複する場合、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。
- ・2以上の建築物屋上等緑化施設が互いに重複する場合は、当該建築物屋上等緑化施設のうちのいずれかの建築物屋上等緑化施設の面積とし、他の建築物屋上等緑化施設の面積とはしません。
(例えば、屋上に設置された緑化施設と各階に設置された緑化施設が重複する場合、それらの緑化施設のうちのいずれかの緑化施設の面積が緑地面積となります。)

- ・屋内運動施設又は教養文化施設が、生産施設、事務所、倉庫、食堂等の環境施設以外の施設と重複する場合（1階が生産施設で2階に体育館がある建築物等）は、当該施設は環境施設としません。ただし、一棟の建築物であっても壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされる場合はこの限りではありません。
- ・太陽光発電施設と生産施設が重複する場合は、当該重複部分は環境施設とします。ただし、当該重複部分は生産施設としても取り扱います。
- ・2以上の緑地以外の環境施設が互いに重複する場合は、当該重複部分についてはそのいずれかの緑地以外の環境施設とし、他の緑地以外の環境施設とはしません。

		要素1				
		生産施設	緑地	緑地以外の環境施設		'緑地以外の環境施設'以外の施設
要素2	生産施設			太陽光発電施設以外	太陽光発電施設	
	生産施設	生産施設として算入 (水平投影面積)	生産施設及び重複 緑地として算入	生産施設として 算入	生産施設及び緑地 以外の環境施設と して算入	生産施設として 算入
	緑地	—	緑地として算入 (水平投影面積)	内容により判断 します。 *1	重複緑地として算 入	重複緑地として 算入
	緑地以外の環 境施設	太陽光 発電施 設以外	—	—	緑地以外の環境 施設 (水平投影面 積)	緑地以外の環境施 設として算入 (水 平投影面積)
	太陽光 発電施 設	—	—	—	—	明確に区切られ ている場合は緑 地以外の環境施 設として算入
「緑地以外の環 境施設」以外の 施設	—	—	—	—	—	算入なし

*1 工場立地法運用例規集 1-4-4-5 を参照

(9) スクラップ&ビルド

生産施設におけるスクラップ&ビルドとは既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいいます。

緑地、環境施設におけるスクラップ&ビルドとは、既存の緑地、環境施設の一部を撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいいます。

いずれの場合も届け出を要しますので、まずはご相談ください。

3 届出の要否

下表の1から12の内容に該当する場合は、工場立地法の届出が必要です。また、下表の13から21は届出が不要な場合がありますが、まずはご相談ください。

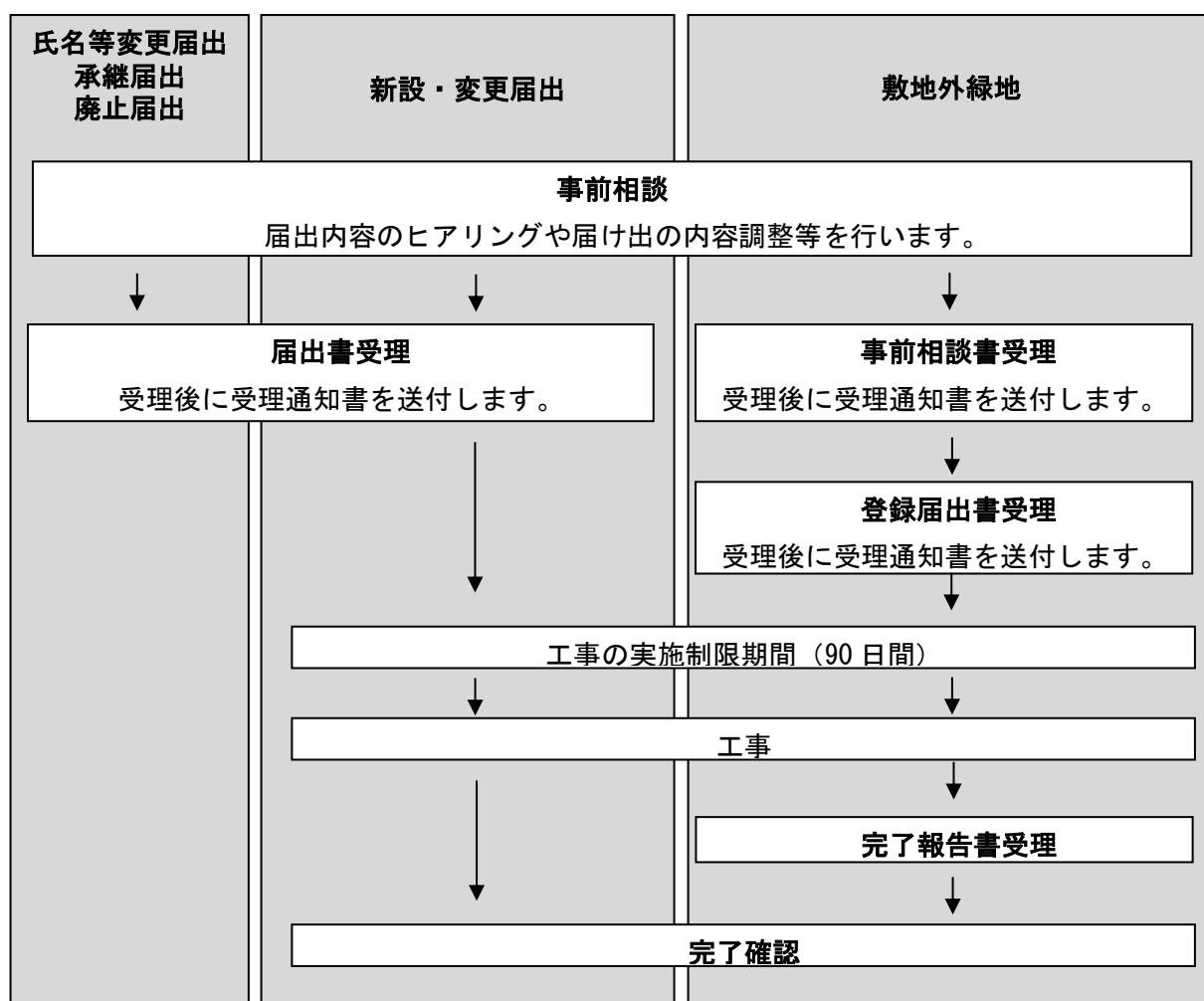
	内容	届出の種類（根拠法令）
1	特定工場を新設する場合	新設届出 (工場立地法第6条第1項) …①
2	敷地面積又は建築面積の増加で新たに特定工場となる場合	
3	用途変更で新たに特定工場となる場合	
4	敷地の面積を変更する場合	変更届出 (法第7条第1項) …② 法施行令の改廃があった際に現に存する工場が新たに特定工場となつた場合、初めて変更を行う際に行う届出 (一部改正法附則第3条第1項) …③ 既存工場が法施行後初めて届出を行う際に行う届出 (法第8条第1項) ①②③のいずれかの届出を行った工場が行う変更届出
5	生産施設が増加する場合	
6	生産施設のスクラップ＆ビルド (特定工場全体として面積維持又は減少の場合も含む)	
7	業種・製品を変更する場合 ・日本標準産業分類の他の3ケタ（小）分類に属する業種となるような場合 ・準則に示す生産施設面積率等が変わる場合 ・既存生産施設用敷地計算係数が変わるような業種の変更が行われる場合	
8	緑地、環境施設が減少する場合	
9	緑地、環境施設のスクラップ＆ビルド (特定工場全体で面積維持又は増加の場合も含む)	
10	法人の名称、本社の所在地（個人の場合は氏名、住所）を変更する場合 なお、法人で以下の場合は届出不要です。 例1 工場名：○○株式会社△△工場→○○株式会社××工場 例2 氏名：代表取締役社長 横浜 太郎 →代表取締役社長 横浜 二郎	氏名等変更の届出 (工場立地法第12条第1項)
11	特定工場の全部を譲り受ける場合 (なお、一部の譲り渡し等は法第8条の変更届出、一部の譲り受け等は法第6条の新設届出が必要)	特定工場承継の届出 (工場立地法第13条第3項)
12	特定工場を廃止する場合	特定工場廃止の届出
13	生産施設の撤去のみを行う場合	工場立地法の届出は不要です
14	生産施設の修繕を行う場合で、修繕に係る部分の面積が30m ² 未満の場合	
15	既存の生産施設をそのままの状態で移設する場合	
16	緑地又は環境施設の増設のみを行う場合	
17	保安上等やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合で 緑地を削減する面積の合計が10m ² 以下のとき	
18	生産施設をそのままの状態で移設する場合	
19	生産施設以外（事務所、研究所、倉庫等）の新設・撤去を行う場合	
20	特定工場に係る緑地又は環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないとき（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限ります）	
21	代表者の交代により氏名を変更する場合	

4 届出の流れ

届出に先立ち事前相談を行います。事前相談では届出の要否や方法を判断するため資料のご用意をお願いします。また、すでに届出を行っている工場又は事業場の場合は、直近の届出書写しのご用意もお願いします。

事前相談で届出が必要と判断された場合は、届出書の内容を調整させていただき受理を行います。事前相談～届出書受理までの内容調整には日数を要するため、ご相談は余裕をもってお早めにお願いいたします。

工事が完了した後は届出どおりの工事が行われたか確認するため現地にて完了確認を行いますので、工事終了後にご連絡をお願いします。



5 実施の制限

(1) 実施の制限とは

法第11条第1項により、届出が受理された日から90日間は、新設届出又は変更届出の内容を実施してはなりません(実施の制限)。新設届出又は変更届出のうち実施の制限がされる行為は、「3 届出の要否」で新設届出又は変更届出が必要となる行為を指します。

①工場等の新設の場合

- ・工場敷地の埋立又は造成工事を伴うものは、埋立工事の着手又は造成工事の着手の時点で工場等の新設とします。
- ・埋立、造成工事を行わないで、建築物、生産施設又は、緑地その他の環境施設の設置の工事等から開始するものは、それらの設置工事の中で最初の工事の着手の時点で工場等の新設とします。

②変更の場合

- ・変更のための工事を伴う場合は、その工事の着手の時点で変更とします。
- ・変更のための工事を伴わない場合は、土地の移転登記の時点、製品を変更する時点で変更として取り扱います。

工事の開始とは、各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることをいいます。

- ・埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいちずれか早いものを始めること。
- ・整地等のいわゆる造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいちずれか早いものを始めること。
- ・生産施設若しくは生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基礎打ち作業を始めること。
- ・生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事の開始は、用途変更に伴い新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造または移動等の作業を始めること。

(2) 実施の制限期間の短縮

実施制限期間の短縮は、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないと認められる場合について適用します。本市では実施制限期間を90日間から30日間にまで短縮することができます。

(法第11条第2項)

短縮申請の適用にあたっては、勧告の要件に該当しないことを確認する必要があるため、まずはご相談ください。

(例)

【届出受理日】	【工事の実施制限期間】	【工事開始日】
・・・・4/1	4/2 ・・・・・・・・・・・・ 5/1 ← 30日間 →	5/2 ・・・・

6 準則計算

(1) 準則とは

工場立地法の目的である「工場立地の適正化」を図るため、同法第4条により経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣が「準則」を公表することが定められています。

「準則」では、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合、並びに環境施設の配置に関する事項を定めていますが、本市では「横浜市工場立地法市準則条例」により地域準則の設定をし、緑地及び環境施設の面積率を以下のように定めています。

	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域・工業地域	15%以上	20%以上
準工業地域	20%以上	25%以上
上記以外の区域	25%以上	30%以上

(2) 準則の備考とは

既存工場においては法施行後に設置された新設工場と異なり、ただちに準則どおりの環境施設を設置できない場合があります。そこで、法（市条例）に定められた準則を満たすまでの間は、生産施設を変更する際の環境施設設置について、①又は②の適用が認められています。

①準則計算による弾力的措置

「準則の備考」に定められている式によって計算を行い、算出された面積以上の緑地、環境施設を設置することになっています。また、増設できる生産施設の面積の上限も算出されます。

②準則計算不適合の場合への弾力的対応

以下の条件を全て満たす場合には、準則計算により求められる環境施設面積に満たなくとも建替えを可能としています。

ア 生産施設のスクラップ面積 \geq ビルド面積

イ 老朽化等により生産施設の建替えが必要になっている工場等で、建替えにより景観が向上する等周辺地域の生活環境の保全に資する見通しがあること

(地域環境と調和した建物・施設のデザイン、色彩、配置が採用される等により、工場の外観が周辺の都市景観、環境と調和する等)

ウ 建替え後に環境施設の整備に最大限の努力をして環境施設面積が一定量改善されること

(準則計算上必要とされる緑地面積又は環境施設面積の1/2が確保できる場合は1/2とし、それ以外の場合には緑化の努力状況、現在の緑地水準、周辺の土地利用状況等を勘案することができる。)

エ 以下の生活環境保全要件のうちいずれか1つに該当すること

(ア) 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新

(イ) 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更

(ウ) 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

(3) 準則計算式一覧

既存工場において、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われるときは、規定に適合する生産施設の面積、緑地の面積、環境施設の面積の算定は次式によって行うものとします。

ただし、生産施設が増加しない場合（スクラップ＆ビルドは除く）や業種・生産品目の変更が、生産施設面積率 γ の変更を伴わない場合は、準則計算は必要ありません。

	既存工場等		新設工場等	
	単一業種	兼業	単一業種	兼業
生産施設	$\textcircled{1} P \leqq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ <p>ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leqq 0$ のときは$P = 0$とする</p>	$\textcircled{4} \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leqq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$	$\textcircled{7} P \leqq \gamma S$	$\textcircled{10} \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leqq S$
緑地	$\textcircled{2} G \geqq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geqq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする</p>	$\textcircled{5} G \geqq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geqq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leqq 0$ のときは $G \geqq 0$ とする</p>		$\textcircled{8} G \geqq 0.15S$
環境施設	$\textcircled{3} E \geqq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geqq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする</p>	$\textcircled{6} E \geqq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geqq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leqq 0$ のときは $E \geqq 0$ とする</p>		$\textcircled{9} E \geqq 0.2S$

※ 上記の計算式は工業地域、工業専用地域の場合です。

※ 準工業地域の場合は計算式の数字0.15を0.2に、0.2を0.25に替えて、計算してください。

※ その他の用途地域の場合は計算式の数字0.15を0.25に、0.2を0.3に替えて、計算してください。

(4) 準則計算解説

既存工場で单一業種

①生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \quad \text{ただし、} \quad \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0 \quad \text{のときは} \quad P = 0 \text{とする。}$$

P : 今回の届出によって設置する（できる）生産施設の面積（撤去分はみない）

S : 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。）

γ : 生産施設面積の敷地面積に対する割合

α : 既存生産施設用敷地計算係数

P_0 : 昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている生産施設の面積

P_1 : 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の面積の変更の累計（設置については+、撤去については-として計算）。ただし今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。

$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right)$ は昭和49年6月28日時点あとどれくらい生産施設を増やせるか（増設可能面積）

ということを表しています。ただし書きのように変更面積（ P_1 ）が増設可能面積以上になってしまふと、それ以上の生産施設の設置はできません。（ $P = 0$ ）

②縁地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、
 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする

G : 今回の届出によって設置する緑地の面積（純増分）

G_0 : (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済または工事中の緑地面積

(口) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ を超えて設置した緑

地面積

(ハ) 生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分以上 (イ) (口) (ハ) を合計した数値。

G_1 : 今回の届出前の緑地面積

- G_0 は G_1 の内数であり、他の条件が同じならば G_0 は大きいほど準則値は小さくなります。
- ただし書き前半は、 G_1 が敷地面積の 15% にかなり近づいてきた場合か、 P がかなり大きい場合に用いる式です。
- この場合は、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ にあわせると変更後の緑地面積が 15% を越えるので、最低限設置しなければならない緑地は、敷地面積の 15% になるまでの分でよいという意味です。
- ただし書き後半は、 G_1 が既に準則を満たしている場合で、生産施設の変更を行っても、特に緑地を設置する必要ありません。

③環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、
 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする

E : 今回の届出によって設置する環境施設の面積（純増分）

E_0 : (イ) 昭和49年6月28日時点で設置済または工事中の環境施設面積

(口) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ を超えて設置し

た環境施設面積

(ハ) 生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分以上の (イ) (口) (ハ) を合計した数値。

E_1 : 今回の届出前の環境施設面積

(Ex.1) 既存工場・単一業種における計算例（工業専用地域の場合）

既存工場であるA工場は敷地面積 23,000 m²、生産施設 9,000 m²、緑地面積 3,000 m²、緑地以外の環境施設面積 800 m²の菓子製造工場 ($\gamma = 0.65$ 、 $\alpha = 1.2$) である。今回、第一工場棟を 500 m²増設するので、初めて立地法による届出を行うことになった。この増設は準則計算上可能か。また、最低限設置しなければならない緑地及び環境施設の面積はどのくらいか。

◆ 生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_o}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\text{左辺} = 500$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= 0.65 \times \{23,000 - 9,000 / (0.65 \times 1.2)\} - 0 \\ &= 7,450 \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

$500 \leq 7,450$ となり、準則に適する。

(A工場の昭和49年6月28日時点の増設可能面積は 7,450 m²である)

P = 500	S = 23,000
$\gamma = 0.65$	$P_o = 9,000$
$\alpha = 1.2$	$P_1 = 0$

◆ 緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_o}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\text{右辺} = 500 / 0.65 \times \{0.15 - 3,000 / 23,000\} = 15$$

※小数点以下切捨て

従って 15 m²の緑地を設置しなければならない。

P = 500	S = 23,000
$\gamma = 0.65$	$G_o = 3,000$

◆ 環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_o}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\text{右辺} = 500 / 0.65 \times \{0.2 - 3,800 / 23,000\} = 26$$

※小数点以下切捨て

従って 26 m²以上の環境施設を設置しなければならない。

P = 500	S = 23,000
$\gamma = 0.65$	$E_o = 3,800$

◆ 次回G_o、E_oの算出

A工場は 50 m²の緑地を新設することにした。緑地、環境施設の準則値を上回っている。

次回G_oの算出 G_o算入面積=計画値-準則値 なので

$$G_o \text{算入面積} = 50 - 15 = 35$$

次回G_o=今回G_o+G_o算入面積 なので

$$\text{次回} G_o = 3,000 + 35 = 3,035$$

次回E_oの算出 E_o算入面積=計画値-準則値 なので

$$E_o \text{算入面積} = 50 - 26 = 24$$

次回E_o=今回E_o+E_o算入面積 なので、

$$\text{次回} E_o = 3,800 + 24 = 3,824$$

(Ex.2) 既存工場・単一業種における計算例（工業専用地域の場合）

A工場は、その後第二工場棟のスクラップ＆ビルド及び緑地の見直しを行うことになった。
具体的には、第二工場棟 3,000 m²を建替えし、生産施設面積 2,800 m²の工場とする。緑地は
1,000 m²撤去し、1,200 m²新設、また 100 m²の池を設置する。
この計画は準則に適合しているか。

◆ 生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_o}{\gamma^\alpha} \right) - P_1 \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\text{左辺} = 2,800$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= 0.65 \times \{23,000 - 9,000 / (0.65 \times 1.2)\} - (-2500) \\ &= 9,950 \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

2,800 ≤ 9,950 となり、準則に適する。

P = 2,800
S = 23,000
γ = 0.65
P _o = 9,000
α = 1.2
P ₁ = 500 - 3,000 = -2,500

◆ 緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_o}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\text{左辺} = 1,200 - 1,000 = 200$$

$$\text{右辺} = 2,800 / 0.65 \times \{0.15 - 3,035 / 23,000\} = 77$$

※小数点以下切捨て

200 ≥ 77 であるから準則に適する。

G = 1,200 - 1,000 = 200
G _o = 3,035
P = 2,800
S = 23,000
γ = 0.65

◆ 環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_o}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\text{左辺} = 1,200 - 1,000 + 100 = 300$$

$$\text{右辺} = 2,800 / 0.65 \times \{0.2 - 3,824 / 23,000\} = 145$$

※小数点以下切捨て

300 ≥ 145 であるから準則に適する。

E = 1,200 - 1,000 + 100
= 300
E _o = 3,824
P = 2,800
S = 23,000
γ = 0.65

◆ 次回G_o、E_oの算出

次回G_oの算出 G_o算入面積 = 計画値 - 準則値 なので

$$G_o \text{算入面積} = 200 - 77 = 123$$

次回G_o = 今回G_o + G_o算入面積 なので

$$\text{次回} G_o = 3,035 + 123 = 3,158$$

次回E_oの算出 E_o算入面積 = 計画値 - 準則値 なので

$$E_o \text{算入面積} = 300 - 145 = 155$$

次回E_o = 今回E_o + E_o算入面積 なので

$$\text{次回} E_o = 3,824 + 155 = 3,979$$

既存工場で兼業

④生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

n : 工場が属する業種の数

P_i : 昭和 49 年 6 月 29 日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係わる面積の合計（設置については+、撤去については-として計算）（今回の新設分も含める）

γ_i : i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合

α_i : i 業種についての既存生産施設用敷地計算係数

S : 敷地面積（変更あった場合は変更後の面積）

m : 昭和 49 年 6 月 28 日における当該工場が属する業種の数

P_{0i} : 昭和 49 年 6 月 28 日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積、又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積

右辺 $S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$ は昭和 49 年 6 月 28 日現在の増設可能敷地面積を表しています。

左辺 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i}$ は昭和 49 年 6 月 29 日以後設置された生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積です。これを比較してみて、右辺が左辺より小さければ適合しています。

⑤緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、

$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする

G : 今回の届出によって設置する緑地の面積（純増分）

P_j : 今回の変更に係る j 業種に属する生産施設の面積（増設分のみ）

γ_j : j 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合

G₀ : (イ) 昭和 49 年 6 月 28 日時点で設置済または工事中の緑地面積

(ロ) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ を超えて設置した緑地

面積

(ハ) 生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分以上の (イ) (ロ) (ハ) を合計した数値。

G₁ : 届出前の緑地面積

⑥環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、
 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする

E : 今回の届出によって設置する環境施設の面積 (純増分)

E_0 : (イ) 昭和 49 年 6 月 28 日時点で設置済または工事中の環境施設面積

(ロ) 前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ を超えて設置した環境施設面積

(ハ) 生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分以上 (イ) (ロ) (ハ) を合計した数値。

E_1 : 届出前の環境施設面積

(Ex.3) 兼業における計算例（工業専用地域の場合）

既存工場であるB工場は、魚油 ($\gamma=0.65 \quad \alpha=1.3$) 及び魚粉飼料 ($\gamma=0.65 \quad \alpha=1.2$) を製造している。敷地面積は 29,000 m²、生産施設は 5,000 m³（魚油工場 1,600 m²、魚粉飼料工場 3,400 m²）、緑地 2,500 m²、緑地以外の環境施設（テニスコート）500 m²である。

今回、魚油工場をスクラップ&ビルドすることになり（スクラップ 1,600 m²、ビルド 1,700 m²）、第1回目の届出を行うことになった。

この計画は準則に適合しているか。また、緑地及び環境施設はどれだけ設置しなければならないか。

◆ 生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\text{左辺} = (-1,600 + 1,700) / 0.65 + 0 / 0.65 = 153$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= 29,000 - (1,600 / 0.65 / 1.3 + 3,400 / 0.65 / 1.2) \\ &= 22,747 \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

153 ≤ 22,747 であり、準則に適する。

$$n=m=2$$

$$S = 29,000$$

i = 1 (魚油) 、 2 (魚粉飼料)

$$P_{01}=1,600 \quad P_{02}=3,400$$

$$P_1=-1,600+1,700= 100$$

$$P_2=0$$

$$\alpha_1=1.3 \quad \alpha_2=1.2$$

$$\gamma_1=0.65 \quad \gamma_2=0.65$$

◆ 緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= (1700 / 0.65 + 0 / 0.65) \times (0.15 - 2,500 / 29,000) \\ &= 166 \end{aligned}$$

※小数点以下切捨て

従って 166 m²の緑地を設置しなければならない。

$$n = 2$$

j = 1 (魚油) 、 2 (魚粉飼料)

$$P_1=1,700 \quad P_2=0$$

$$G_0=2,500$$

◆ 環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$E_0=2,500+500=3,000$$

$$\text{右辺} = (1,700 / 0.65 + 0 / 0.65) \times (0.2 - 3,000 / 29,000) = 252$$

※小数点以下切捨て

従って 252 m²以上の環境施設を設置しなければならない。

◆ 次回G₀、E₀の算出

B工場は 900 m²の緑地を設置することにした。緑地、環境施設の準則値を上回っている。

次回G₀の算出 G₀算入面積=計画値-準則値 なので

$$G_0\text{算入面積}=900-166=734$$

次回G₀=今回G₀+G₀算入面積 なので

$$\text{次回} G_0 = 2,500 + 734 = 3,234$$

次回E₀の算出 E₀算入面積=計画値-準則値 なので

$$E_0\text{算入面積}=900-252=648$$

次回E₀=今回E₀+E₀算入面積 なので

$$\text{次回} E_0 = 3,000 + 648 = 3,648$$

(Ex.4) 兼業における計算例（工業専用地域の場合）

B工場はその後、魚油工場の一部 220 m²を魚粉飼料工場にスクラップ＆ビルトを行い、また魚粉飼料工場を 300 m²増設することとして緑地を 250 m²撤去し、400 m²新設する。この計画は準則に適合しているか。

◆ 生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \quad \text{に数値を代入すると}$$

右辺は Ex.3 と同じ

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= (-1,600 + 1,700 - 220) / 0.65 + (220 + 300) / 0.65 \\ &= 615 \end{aligned}$$

$615 \leq 22,747$ であり、準則に適する。

$$\begin{aligned} n &= 2 \\ i &= 1 (\text{魚油}), \\ &\quad 2 (\text{魚粉飼料}) \\ \gamma_1 &= 0.65 \\ \gamma_2 &= 0.65 \\ P_1 &= -1,600 + 1,700 \\ &\quad - 220 \\ &= -120 \\ P_2 &= 220 + 300 = 520 \end{aligned}$$

◆ 緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= (0 / 0.65 + 520 / 0.65) \\ &\quad \times (0.15 - 3,234 / 29,000) \end{aligned}$$

= 30

$150 \geq 30$ であり、準則に適する。

$$\begin{aligned} G &= 400 - 250 = 150 \\ n &= 2 \\ \gamma_1 &= 0.65 \quad \gamma_2 = 0.65 \\ j &= 1 (\text{魚油}) , \\ &\quad 2 (\text{魚粉飼料}) \\ G_0 &= 3,234 \\ P_1 &= 0 \\ P_2 &= 220 + 300 = 520 \\ S &= 29,000 \end{aligned}$$

◆ 環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) \quad \text{に数値を代入すると}$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= (0 / 0.65 + 520 / 0.65) \times (0.2 - 3,648 / 29,000) = 59 \\ 150 &\geq 59 \text{ であり、準則に適する。} \end{aligned}$$

$$E_0 = 3,648$$

◆ 次回G₀、E₀の算出

次回G₀の算出 G₀算入面積=計画値-準則値 なので

$$G_0 \text{算入面積} = 150 - 30 = 120$$

次回G₀=今回G₀+G₀算入面積 なので

$$\text{次回G}_0 = 3,234 + 120 = 3,354$$

次回E₀の算出 E₀算入面積=計画値-準則値 なので

$$E_0 \text{算入面積} = 150 - 59 = 91$$

次回E₀=今回E₀+E₀算入面積なので

$$\text{次回E}_0 = 3,648 + 91 = 3,739$$

新設工場で単一業種

⑦生産施設

$$P \leq \gamma S$$

γ : 生産施設の敷地面積に対する割合（業種により設定30%～65%の8段階）

新設工場の生産施設面積は、敷地面積に対して常にこの割合以下でなければなりません。

⑧緑地

$$G \geq (0.15 \sim 0.25)S$$

用途地域により異なる割合（敷地面積の15%～25%）以上設置しなければなりません。

⑨環境施設

$$E \geq (0.2 \sim 0.3)S$$

用途地域により異なる割合（敷地面積の20%～30%）以上設置しなければなりません。

新設工場で兼業

⑩生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

n : 工場が属する業種の数

P_i : i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計
(設置については+、撤去については-として計算)

γ_i : i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合

S : 敷地面積

2以上の業種の兼業の工場が生産施設面積率の準則に適合しているか否かは、工場の全敷地面積と各生産施設が使用しているとみなされる敷地面積の合計とを比較してみて、後者が前者より大きくなれば適合しています。

⑧緑地

$$G \geq (0.15 \sim 0.25)S$$

用途地域により異なる割合（敷地面積の15%～25%）以上設置しなければなりません。

⑨環境施設

$$E \geq (0.2 \sim 0.3)S$$

用途地域により異なる割合（敷地面積の20%～30%）以上設置しなければなりません。

7 生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧

(1) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合(γ)

業種の区分		生産施設面積率
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	0.3
第2種	伸鉄業	0.4
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	0.45
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	0.5
第5種	でんぶん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	0.55
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	0.6
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	0.65

(※) 生産施設面積率とは、生産施設面積の工場敷地面積に対する比率（上限値）

(2) 既存生産施設用敷地計算係数 (α)

業種の区分	既存生産施設用敷地計算係数
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぶん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によるない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鋳鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附隨車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ二百五十メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1.4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1.5

8 その他 特例など

(1) 工業団地特例

ア.工業団地の特例とは

工業団地の共通施設として適切に配置された緑地等がある場合、その工業団地に入居する工場等の生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境施設面積を計算上求める方法として共通施設面積を各工場固有の敷地面積の大小に応じて比例配分し、固有の敷地面積や緑地面積や環境施設面積に加算することができます（法準則第5条）。

本市では、昭和53年8月より金沢産業団地（金沢区幸浦1～2丁目、福浦1～3丁目）に立地する工場等に対し適用しています。

イ.工業団地の定義

主として工場等を設置させる目的で先行的につくられる、先行造成工業団地をいいます。工業団地の範囲は、工場用地及びこれと一体として計画的に整備される緑地等の一団の土地の範囲をいい、流通業務施設用地又は卸売業等の用地が、工業団地に附置され一体となっている場合はそれも含みますが、工業団地に隣接する住宅用地は、それが工業団地と一体的に計画され、造成されたものであっても工業団地には含まれません。

金沢産業団地全体の敷地面積（全工場の敷地面積合計）は、251.0 ヘクタールとなっています。

ウ.工業団地共通施設の定義及び共有施設との違い

工業団地共通施設とは、工業団地の造成と一体的に計画され、設置される非分譲の土地であり、緑地、緑地以外の環境施設、公害防止施設、配水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場等の設けられる敷地です。複数工場の共有施設はそれを共有するグループに分譲された土地に設けられるものであり工業団地共通施設ではありません。また、工業団地内に設置される国道・県道等や、団地に隣接して設置される港湾における係留、荷さばき、保管等のために必要とされる施設は工業団地共通施設とはなりません。

工業団地特例として、金沢産業団地で認められている共通施設は、公園・緑地の共通緑地として取り扱われている29.8ヘクタール分です。なお、緑地以外の環境施設やその他の共通施設はありません。

工.金沢産業団地に立地する工場等の準則計算

工業団地特例を適用するため、通常の準則計算と異なり工場立地に関する準則 第5条「工業団地に工場等を設置する場合における特例」を適用し、以下に掲げる式により算定します。

◇計算上の敷地面積の算出

$$\text{当該工場の計算上の敷地面積} = \frac{\text{当該工場固有の敷地面積} + (\text{共通緑地} + \text{緑地以外の環境施設面積} + \text{その他の共通施設})}{\times \frac{\text{当該工場固有の敷地面積}}{\text{工業団地内全工場の敷地面積の合計}}}$$

◇計算上の緑地面積

$$\text{当該工場の計算上の緑地面積} = \frac{\text{当該工場固有の緑地面積} + (\text{共通緑地} + \text{緑地以外の環境施設面積} + \text{その他の共通施設})}{\times \frac{\text{当該工場固有の敷地面積}}{\text{工業団地内全工場の敷地面積の合計}}}$$

◇環境施設

金沢産業団地内では、工場立地に関する準則 備考の4が適用されるため、立地法準則上に定められる環境施設5%の設置は必要ありません。

(参考)

備考 4

第3条を適用する場合には、工場等の周辺の区域の大部分が海面若しくは河川である場合又は工場等の周辺の区域に当該工場等のために設置されていると認められる相当規模の環境施設がある場合であって、実質的に同条の割合が担保されていると認められるときは、これらの事情を勘案することができる。

(2) 工業集合地特例

ア.工業集合地の特例とは

工業集合地に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設（隣接緑地等）が計画的に整備されることにより地域における緑地等の整備の前進につながるなど周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる場合、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境施設面積を計算上求める方法として、隣接緑地等の面積を当該隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の割合に応じて比例配分し、固有の敷地面積、緑地面積、環境施設面積に加算できます（法準則第6条）。

新たに適用を検討する場合は、まずはご相談ください。

イ.工業集合地の定義

工業集合地は、従来からの事業活動の過程で一団の土地に複数の工場等が集中して立地している地域をいいます（住宅等を除く）。

「一団の土地」とは、物理的に一連の土地のほか、道路、川等により分断されていても有機的・一体性をもった土地を含みます。

計画的に取得され、又は造成される必要はなく、既存の工業地帯のように、従来からの事業活動の過程で工場等が自然発生的に集中して立地する場合も含みます。

工業団地内の工場等が工業集合地を構成する場合も特例の対象となります。

ウ.隣接緑地等の定義

隣接緑地等は工業集合地に隣接している必要があり、住宅等を隔てたいわゆる「飛び緑地等」は認められません（一部でも隣接していれば可）。また、隣接緑地等として設置される緑地以外の環境施設は工場立地法施行規則第4条に定めるものとします。

工業集合地の形成に伴って緑地等が計画的に整備される必要があり、手入れのされない単なる自然林、原生林や工業集合地の形成と無関係に整備された緑地等は該当しません。また、整備に関しては、敷地の取得又は造成のみだけでなく、緑地及び緑地以外の環境施設の設置又は管理までをも含む概念であるため、造成を伴わず単に管理がなされる場合であっても特例の対象とされます。

「周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる」とは、工業集合地については、本特例が適用される結果、周辺の生活環境の保持に止まらず、現状に比し、周辺の地域の生活環境が改善することが見込まれなければならないことを指します。

工.工業集合地の準則計算

工業集合地特例を適用するため、通常の準則計算と異なり工場立地に関する準則 第6条「工業集合地に工場等を設置する場合における特例」を適用し、以下に掲げる式により算定します。

◇計算上の敷地面積の算出

当該工場の計算上の敷地面積＝

$$\frac{\text{当該工場固有の} \quad + \quad \text{隣接緑地等の面積}}{\text{敷地面積}} \times \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を} \\ \text{設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に} \\ \text{工場等を設置する者が負担する費用の総額}}$$

◇計算上の緑地面積

当該工場の計算上の緑地面積＝

$$\frac{\text{当該工場固有の} \quad + \quad \text{隣接緑地等のうち}}{\text{緑地面積}} \times \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を} \\ \text{設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に} \\ \text{工場等を設置する者が負担する費用の総額}}$$

◇計算上の環境施設面積

当該工場の計算上の環境施設面積＝

$$\frac{\text{当該工場固有の} \quad + \quad \text{隣接緑地等のうち}}{\text{環境施設面積}} \times \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を} \\ \text{設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に} \\ \text{工場等を設置する者が負担する費用の総額}}$$

(3) 敷地外緑地制度

ア. 敷地外緑地制度とは

工場立地法運用例規集2-2-3(法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告において、個別的事情により勧告しないことができる場合を規定)に基づき、工場敷地から離れた敷地に設ける緑地等に関する生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境施設面積を計算上求める方法として、固有の敷地面積、緑地面積、環境施設面積に加算できる場合があります。

本市では、平成21年11月24日に「横浜市における工場立地法敷地外緑地等に関する基準」を制定し、敷地外緑地適用の要件を定めています。

イ. 適用の可否、手続き

本市における敷地外緑地制度は事前相談制となっております。事前相談で敷地外緑地として登録する可否を判断し、登録可能な場合は事前登録を行います。事前登録後に本申請を行い、敷地外の緑地等を整備後に完了確認を行います。

ウ. 敷地外緑地制度の準則計算

敷地外緑地制度を適用するため、通常の準則計算と異なり、以下に掲げる式により算定します

◇計算上の敷地面積の算出

当該工場の計算上の敷地面積＝

$$\frac{\text{当該工場固有の敷地面積} + \text{敷地外の緑地等の面積} \times \frac{\text{敷地外緑地の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{敷地外緑地の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用の総額}}}{}$$

◇計算上の緑地面積

当該工場の計算上の緑地面積＝

$$\frac{\text{当該工場固有の緑地面積} + \text{敷地外の緑地等のうち緑地の面積} \times \frac{\text{敷地外緑地の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{敷地外緑地の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用の総額}}}{}$$

◇計算上の環境施設面積

当該工場の計算上の環境施設面積＝

$$\frac{\text{当該工場固有の環境施設面積} + \text{敷地外の緑地等のうち環境施設の面積} \times \frac{\text{敷地外緑地の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{敷地外緑地の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用の総額}}}{}$$

9 工場立地法における各施設の事例

◆生産施設（定義）

- ① 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は、熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- ② 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

事例	生産施設該当	生産施設非該当
事務所、研究所、食堂等		事務所、研究所、食堂等で独立して区画された部分
倉庫関連施設	<p>半製品又は中間製品のタンクが製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合には生産施設とする。</p>	<p>倉庫、置き場、タンク等専ら貯蔵の用に供する独立した施設</p> <p>倉庫又は置場に付随した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料の仕分け施設 ・納入品の検査所 ・原材料又は最終の製品の抜取検査施設 ・計量施設 <p>原材料又は最終の製品のタンクヤード内的一部分に設置されている半製品又は中間製品のタンクは生産施設とはしない。</p>
タンク付属施設		生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置は当該貯蔵タンクと一体の貯蔵施設とし、生産施設としない。
出荷・輸送関連施設	<p>生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設</p> <p>【例 1】医薬品の粉体を包装紙に込み、これを瓶詰にし、紙箱に詰める工程に係る施設</p> <p>【例 2】魚油の瓶詰施設</p> <p>【例 3】セメントの袋詰施設等</p>	<p>○倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設</p> <p>○屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等の専ら輸送の用に供する施設</p>

用役施設Ⅰ	自家発電施設（工場敷地内） 酸素製造施設 熱交換器 整流器等	【受変電施設】 ・変電所 ・開閉所 ・受変電施設 【用水施設】 ・工業用水の取水・貯水施設 ・冷却塔 ・排水施設等
用役施設Ⅱ ボイラー、 コンプレッサー、ポンプ等	・製造工程等の用に一部共用される ボイラー（純水製造設備を含む。）、 コンプレッサー、ポンプ等の用役施 設 ・工場建屋のための空気調整施設	・製造工程等の用以外の用に専ら供されて いるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の 用役施設 ・出荷施設や用水施設の用に供されている コンプレッサー、ポンプ等 ・事務所用の空気調節施設（すなわち、ボイ ラー、コンプレッサー、ポンプ等）
サイロ、貯酒蔵等	・独立せず生産施設と混在する、サイ ロ、貯酒蔵等	【サイロ等】 ・セメント製造業、肥料製造業、清酒製造業 等における独立したサイロ、 ・倉庫であって、出荷の用に供されるもの 【貯酒蔵】 ・清酒製造業、ウイスキー製造業等における 独立した貯酒蔵
脱硫施設	・ガス製造工程におけるコークス炉 ガスの脱硫施設 ・重油脱硫施設	・製鉄工場において自家消費するコークス 炉ガスを公害防止を目的とする脱硫する施 設
アンモニア回収施設	高炉ガスからのアンモニア回収施設	
廃酸、廃アルカリ回収施設	製鉄工場、金属製品製造工場におけ る廃酸、廃アルカリ回収施設	
製紙業におけるプレス裝 置		製紙業において単なる貯蔵を目的として 古紙をプレスし、コンパクトにする裝置
煙突等排煙施設		煙突等排煙施設
排水処理施設		排水を再度循環利用する場合であっても 排水処理施設は生産施設としない。

集塵施設	工場等からのはい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行うもの	工場等からのはい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行わないもの
LNG、LPGの気化装置	LNG、LPGの気化装置	
造船ドック及び船台	造船場におけるドック及び船台	
廃液濃縮燃焼装置等		<ul style="list-style-type: none"> ・サルフアイドパルプ製造工場の廃液濃縮燃焼装置 ・セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプの廃液濃縮燃焼装置 ・アルコール製造工場における蒸留廃液の濃縮燃焼装置
検査所 (試験室)	製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所又は試験室	独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室
修理工場	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・加工と修理を合わせて行う修理工場 ・修理工場であって、治工具（工場で生産のために使用する治具又は工具）を製造し、併せて生産施設の修理をする工場建屋、あるいは、金型製造と修理を併せて行う工場建屋等は生産施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単に部品の取替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場 ・当該工場の機器類の修理のための部品の取替え（切断又は曲げ等の低次な加工を含む。）を行う修理工場
公害防止施設	<p>有用成分の回収又は副産品の生産を行う施設</p> <p>● 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を</p> <p>①製品化する場合</p> <p>②自己の主製品の原材料として使用する場合</p> <p>【例 1】重油脱硫施設</p> <p>【例 2】クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置</p> <p>【例 3】非鉄金属精錬における硫酸回収施設等</p>	<p>自らの工場における排出物を処理するための施設</p> <p>●生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合、または製品化する場合において、下記の</p> <p>①+②または①+③に該当するとき (公害が発生する恐れがあり、なおかつ採算ベースに乗らない場合)</p> <p>①当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。</p> <p>②当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。</p>

		<p>③当該有用成分を製品化して販売することによりその有用成分をそのまま廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。</p> <p>【例 1】発電所における排煙脱硫施設等</p>
休廃止施設	一時的な遊休施設 廃止されたが撤去されない生産施設	
試作プラント	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模、性能等からみて実稼働プラントに移行する可能性のある試作プラント ・当該試作品等を販売試作プラント 	試作品、開拓品等を製造、研究する施設
地下に設置される施設		地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設
コントロールハウス	生産機能の集中制御のための建築物 は生産施設とする。	
副資材製造工場等	<ul style="list-style-type: none"> ①製品の出荷のための梱包材を製造する工場建屋 ②鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋 ③工場等の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋 	
屋外作業場	屋外の作業場で、当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）は生産施設とする。	<p>屋外の作業場（屋外の作業場の作業環境の改善のため、次に掲げる日除け用構造物又は移動屋根によって覆われる作業場を含む。）</p> <p>①クレーンで吊上げ移動する、簡易な構造の日除け。</p> <p>②屋根及び柱を含む一体が軌条上を移動する簡易な構造の移動屋根であって、静止した状態で移動する為の軌条間面積の 1/3 を覆う程度の小規模のもの。</p>
技術訓練施設		技術訓練所の訓練施設

混合、調合施設	生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるもの 【例 1】農薬の混合、無機薬品の混合施設 【例 2】清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設	
冷凍施設等	冷凍食品を製造するための冷凍施設等生産工程を形成する冷凍施設	でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設
養生施設	コンクリート製品を屋内で養生を行う建築物	コンクリート製品の屋外の養生場
電気供給業における生産施設	●発電工程前の石炭の粉碎機、 LNG の氣化装置、レギュレーター ●発電工程を形成する機械又は装置 ①ボイラ一本体 ②再熱器 ③タービン本体 ④復水器本体 ⑤給水ポンプ ⑥給水加熱器 ⑦給水処理装置 ⑧ボイラー水処理装置 ⑨ボイラーに付属する空気予熱器 ⑩蒸気配管 ⑪発電機 ⑫励磁機等	●発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設 ●独立した ①変電施設（主変圧器を含む。） ②開閉所 ③冷却池 ④冷却塔 ⑤取水施設 ⑥受電施設 ●原子力発電に係る ①廃棄物貯蔵施設 ②核燃料貯蔵施設 ③淡水源施設（ダム、プール等）
石炭ガスによるガス供給業の生産施設	ガス製造工程前石炭の粉碎機、混合機及びこれに付属した制御室 ①ガス製造施設 石炭ガス発生炉、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークガイド車、並びにこれらが設置されている区内にあるドライメイン等の配管 ②ガス精製施設 冷却装置、タール排除器（コットレルを含む）、ガス排送機、硫安回収施設（硫安飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離機、その他の補機類）、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが	ガス製造工程前の原料の受入れ、貯蔵又は輸送の施設 である石炭クレーン、貯炭場又はコンベア一等 ①ガス製造施設 消火水の沈澱槽（消火用ポンプを含む。）、沈澱粉処理施設 ②ガス精製施設 硫酸タンク、硫安の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽 ③コークス製造施設 ・屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等 ・ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の

	<p>設置されている区画内にある配管</p> <p>③コークス製造施設 炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置</p> <p>④タール精製施設 ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及びこれに付属する施設</p> <p>⑤熱量測定室及びコントロールハウス</p>	<p>圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口以降のガスの本管</p> <p>④タール精製施設 ガス液槽、ガス液管</p>
原油、ナフサによるガス供給業の生産施設	ガス発生器、増熱器、原料加熱炉、蒸気予熱器、熱交換器、廃熱ボイラー、CO変成装置、脱硫施設、油圧又は水圧等の動力発生装置、制御室、送風機、レリーフホルダー等及びこれらが設置されている区画内にある配管等	
LNG又はLPGによるガス供給業の生産施設	ガス発生器、熱交換器、制御室及びこれらが設置されている区画内にある配管等	
熱供給業における生産施設	ボイラー(蒸気ボイラー、温水ボイラー)、ボイラー循環ポンプ、電動駆動冷凍機、蒸気タービン駆動冷凍機、吸収式冷凍機、加圧タンク、蒸気ヘッダー、ホットウェルタンク、給水ポンプ、熱交換機等	独立した燃料の受入れ、輸送又は貯蔵の施設、灰の搬出又は輸送の施設、蓄熱槽及び供給管等

◆緑地（定義）

建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるもので

- ① 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

【条件】

- ・樹木の生育する土地については、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の全体について平均的に植栽されている必要がある
- ・緑地の植栽工事の完了期限は原則として届出に係る生産施設の運転開始時までとする。

緑地該当	緑地非該当	備考
①単独の樹木については、当該樹冠の投影面積を緑地面積として測定	①野菜畑 ※野菜畑は緑地以外の環境施設とする。	【高木】（喬木） 一般に木質多年生で、単一の主幹をもち、幹と枝の区分が明らかであり、直立して成長する樹木をいう。 樹高4m以上は一応の目安で、気候、土壌条件等によっては4mに達しない場合も可。 ・苗木は、植栽時は樹高が4mに達しないものでも、樹種が高木であれば、高木とする。
②基準に適合するように植栽したのち、樹木が大きくなつたので間引きをする結果、基準に適合しなくなるもの	②温室 ③ビニールハウス	
③既存樹林地（自然林・山林等）でその植栽状況からみて基準に適合すると推定できるもの		【低木】（灌木） 高木以外の樹木。高木に比べて樹高が低く、また幹と樹冠の区別が不明で数本の幹を生ずるのが普通である。 ・樹種が高木でも、生垣等として低く刈りこんで使用する場合には、低木とする。 ・蔓もの（フジ、バラ等の幹が自立しないものや、蔓状にはうもの）は低木とする。
④苗木床		
⑤花壇		
⑥いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの		
⑦緑地以外の施設と重複する場合（屋上庭園、パイプの下の芝生、藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合等）		【地被植物】 地被植物とは、低木の草本、灌木の類で地表を被って生育するものをいい、種類ではなく、用い方による分類である。 除草等の手入れがなされているとは、植物の生育上又は緑地としての美観上良好な状態に維持管理がなされていることをいい、手入れの種類、ひん度を義務づける趣旨ではない。

◆緑地以外の環境施設（定義）

【条件】

緑地以外の環境施設の判断基準は次の条件のうち、1つを満たすこととする。

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
- ② 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
- ③ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
- ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により防災対策等が推進されること。
- ⑤ 規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

緑地以外の環境施設該当	非該当	備考
次の各号で、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理されたもの。	①単なる排水溝 ②緑地と重複する環境施設の部分 ③販売を目的に自社製品を展示している施設、 ④単に絵画を展示している通路等 ⑤クラブハウス（単独） ⑥研修所 ⑦福利厚生施設 ⑧食堂、休憩所 ⑨駐車場 ⑩単なる空地 ⑪玄関前の車まわりのような場所 ⑫環境施設以外の施設（生産施設、事務所、倉庫、食堂等）と重複する場合	「一般の利用に供するよう管理されること」とは、例えば、以下の要件を満たすことを基準とすることも考えられる。 ①一週間に2日以上地域住民等が利用できるよう管理されていること。 ②当該施設の概要（教養文化施設のうち企業博物館及び美術館にあっては、収集し、保管し、及び展示している資料の名称並びにその資料が歴史的、文化的に価値がある旨の説明を含む。）、利用方法、利用可能日時等を規定した利用規程等が広く一般に周知されていること。 ③地域住民等の利用状況が確認できるよう利用者名簿が具備され、その記録が一定期間保管されていること。 ④当該施設の利用は原則として無料であること。 緑地以外の環境施設として、⑤屋内運動施設、⑥教養文化施設の届出を行おうとする場合は、 (1) 施設の概要、利用方法、利用可能日時等を規定した当該施設の利用規程
①その他の修景施設 (噴水、水流、池、滝、つき山、 彫像、灯籠、石組、日陰たな等)		
②屋外運動場 (野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、 バスケットボール場、バレー場、 水泳プール、スケート場、すもう場等で 屋外にあるもの（付属する観覧席、更衣 所、シャワーその他の工作物を含む。))		
③広場 (休息、散歩、キャッチボール、バレーボ ール程度の簡単な運動、集会等総合的 な利用に供する明確に区画されたオ ープンスペースで公園的に整備されてい るもの)		
④屋内運動施設 (体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコ ート、武道館、アスレチックジム等（付 属する観覧席、更衣室、シャワーその他の 工作物を含む。))		
⑤教養文化施設 (企業博物館（名称の如何にかかわらな い）、美術館、ホール（音楽又は演劇等 を利用する施設で音響設備、観覧席等 が整備されているもの）等で、教養文化 の向上に資することが目的とされ、か		

<p>つ、その効果が見込まれるもの)</p> <p>⑥雨水浸透施設</p> <p>浸透管（浸透トレーナー）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等のうち、雨水を集めて地下に新津させ、雨水の流出を抑制することにより、地下水の涵養、浸水被害の防止、合流式下水道の越流水による汚濁負荷の削減等に資することが目的とされ、かつ、設置される地域の特性（設置場所の地形、地質、土地利用等の諸条件を含む。）から見てその効果が十分に見込まれるもの。</p> <p>⑦太陽光発電施設</p> <p>（太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の施設）</p> <p>⑧調整池</p> <p>雨水等の流出水を一時的に貯留するための調整池は美観等の面で公園的な形態をととのえているのであれば環境施設とする。</p> <p>⑨野菜畠</p> <p>緑地以外の環境施設とする。</p> <p>⑩クラブハウス、研修所等（福利厚生施設等）が緑地その他の環境施設に附置され一体をなしている場合</p> <p>【例】</p> <p>環境施設に体育館、クラブハウス等が囲まれているか、又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合</p>	<p>(2)(1)を広く一般に周知する方法を記載した書類の提出が必要です。</p> <p>また、雨水浸透施設の届出を行おうとする場合は、</p> <p>(1) 雨水浸透施設の種類や浸透能力、維持管理方法を記載した書類</p> <p>(2) 周辺地域の状況から見て、雨水流出を抑制する必要性があることを記載した書類の提出が必要です。</p> <p>太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいいます。</p>
---	---

10 罰則

種類	条件	罰則
届出違反 【工場立地法第16条】 (工場立地法第6条、第7条、第8条の届出)	届出をせず、又は虚偽の届出をした者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
変更命令違反 【工場立地法第16条】 (工場立地法第10条の命令)	命令に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
実施制限違反 【工場立地法第17条】 (工場立地法第11条の制限)	違反した者	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
報告違反 【工場立地法第18条】 (工場立地法第15条の3の報告)	報告をせず、又は虚偽の報告をした者	20万円以下の罰金
氏名等の変更承継の届出違反 【工場立地法第20条】 (工場立地法第12条の届出)	届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料

○最寄り駅

- JR 根岸線(JR 京浜東北線) : 桜木町駅下車 徒歩3分
- 横浜市営地下鉄 : 桜木町駅下車 徒歩3分
- みなとみらい線馬車道駅下車 1c 出入口直結

○工場立地法に関するお問合せ先

横浜市経済局誘致推進部企業誘致・立地課
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 市庁舎 31 階
電話 : 045-671-3485
E-mail: ke-ricchi@city.yokoham

*ご来庁の際は、事前にご連絡をお願いします。

○参考

- 横浜市
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/horei/horitsu/ritti/>
- 経済産業省
https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/index.html